

付2. 日本鉄筋継手協会規格 JRJS 0007:2017 A級継手使用基準

1. 適用範囲

- (1) 本基準は、(公社)日本鉄筋継手協会で認定を受けたA級継手、あるいは本協会以外で認定等を受けたA級継手に適用する。
- (2) 本基準は、A級継手の使用位置に関する原則を示し、ガス圧接継手・溶接継手・機械式継手に共通して適用する。

2. A級継手の使用位置

- (1) A級継手の使用位置は、原則として部材端部（部材端から部材せい範囲）と呼ばれる部位を除く任意の位置としてよい。図1に、鉄筋継手位置に関して、A級継手以外と本基準に規定するA級継手との比較を示す。
- (2) 継手部分においても、原則として(一社)日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS 5 鉄筋コンクリート工事」に規定する鉄筋相互のあき及びかぶり厚さを確保する。
- (3) 柱頭・柱脚や柱梁接合部等、本基準にて使用を認めていない部位に関し、設計図書に使用を可とする記載がある場合は設計図書に従う。

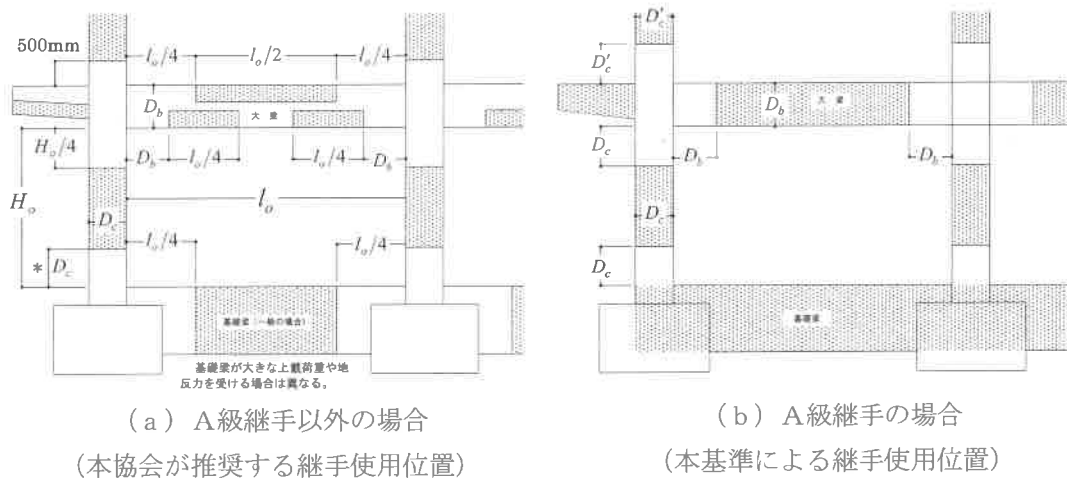


図1 鉄筋継手の使用位置の制限
(鉄筋継手は図中の網掛け部分に設ける。)